

事務連絡  
令和5年2月24日

各業界団体 御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

### 電子マニフェストの加入促進について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮を賜り御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の5に規定する電子マニフェストは、紙マニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子データとして情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）を指定）を介して、ネットワーク上でやりとりするもので、平成10年12月から運用が開始され、現在、その普及率は約75%に達しています。

環境省ではさらなる普及拡大を目指し、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定して、地方公共団体及びJWセンターと連携し、電子マニフェスト加入を排出事業者、産業廃棄物処理業者等関係各方面に働きかけているところです。

下記に示すとおり、電子マニフェストは貴団体傘下会員の皆様の業務効率化、法令遵守に非常に有効なシステムですので、傘下会員各位への電子マニフェストの周知について特段の御協力を賜りますようお願いいたします。

#### 【電子マニフェスト導入のメリット】

- 事務の効率化について
  - ・パソコンやスマートフォンから簡単に登録・報告が可能となること。
  - ・マニフェストの保存が不要であること。
  - ・廃棄物の処理状況の確認が容易であること。
  - ・マニフェストデータの活用が容易であること（例：廃棄物処理実績確認として活用可能）。
  - ・事務効率化による人件費の削減が可能であること。
- 法令の遵守について
  - ・マニフェストの誤記・記載漏れがなくなること。
  - ・排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限が自動的に通知され、確認漏れを防止できること。
- データの透明性について
  - ・マニフェストの偽造がしにくいこと。
  - ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存すること。

○ マニフェスト登録状況の行政報告について

- ・電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要であること。

<電子マニフェストとは>

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/index.html>

<加入申込・料金>

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/index.html>

【その他】

- JW センターにおいて、電子マニフェストの活用を含め、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例を調査し、業種別事例集を作成しております。本事例集では、産業廃棄物の委託処理のステップ順に、「委託先処理業者の選定」、「委託先処理業者との委託契約・事前打合せ」、「産業廃棄物の保管から処理までの管理」の一連の流れに沿って事例を掲載しています。産業廃棄物のより一層の適正処理に本事例集をご活用ください。

<産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集>

[https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/jireishu\\_gyoushu.html](https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/jireishu_gyoushu.html)

[本件についての連絡先]

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 村田、土居、金子

Tel : 03-3581-3351 内線 21376